

建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等における 入札・契約制度の改正について

官製談合事件の原因究明及び再発防止策の検討のため設置された前橋市官製談合原因究明調査委員会より提出された「前橋市官製談合事件原因分析及び再発防止に関する意見書」（令和4年2月4日提出）を踏まえ、談合等不正行為の再発防止を図るとともに入札の透明性・競争性・公正性をより一層高めるため、次のとおり建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等における入札・契約制度の改正を行います。

- 条件付一般競争入札の適用範囲の拡大（全面実施）
- 不正行為に係る指名停止措置期間の厳罰化
- 談合等不正行為があった場合の違約金の厳罰化

■改正の内容

条件付一般競争入札の適用範囲の拡大（全面実施）

現在は指名競争入札としている建設工事（設計金額130万円超5千万円未満）及び測量、建設コンサルタント業務等（設計金額50万円超1千万円未満）について、原則、指名競争入札を廃止し、簡易型条件付一般競争入札（事後審査方式）を全面実施します。

<改正のイメージ>

	【現 行】	【改正後】
建設工事		
1億円以上	条件付一般競争入札	条件付一般競争入札
5千万円以上 1億円未満	簡易型条件付一般競争入札	簡易型条件付一般競争入札
130万円超 5千万円未満	指名競争入札	
測量、建設コン等		
1千万円以上	簡易型条件付一般競争入札	簡易型条件付一般競争入札
50万円超 1千万円未満	指名競争入札	

●簡易型条件付一般競争入札（事後審査方式）について

簡易型条件付一般競争入札（事後審査方式）（以下「簡易型条件付一般競争入札」という。）は、入札参加資格を定めた入札公告により広く入札参加者を募り、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最も入札価格が低い者を落札候補者とした後、当該落札候補者の審査を行い入札参加資格がある場合に落札者とする入札方式です。

落札候補者は、入札公告に定める期日までに入札参加資格審査書類を提出する必要があります。（期日までに入札参加資格審査書類を提出しない場合又は入札参加資格がないと認めた場合、その者の入札は無効となります。）

●落札候補者への連絡方法の変更について

落札候補者への入札参加資格審査書類提出の連絡方法を、現在の電話連絡から電子入札システムの保留通知に落札候補者を記載して連絡する方法へ変更します。

落札候補者となった方は、当該通知を確認の上、公告に定める期日までに入札参加資格審査書類を提出してください。（期日までに入札参加資格審査書類を提出しない場合は、その者の入札は無効となります。）

●入札公告について

簡易型条件付一般競争入札の公告は、原則、第2、第4火曜日に本市ホームページへ掲載する予定です。

一般競争入札は、事前に特定の業者へ指名通知書が届く指名競争入札とは異なり、入札参加を希望する者が、入札公告を確認し、自ら参加申請を行う必要があります。入札は、ぐんま電子入札共同システムで執行しますので、入札参加申請も当該システムからの申請となります。

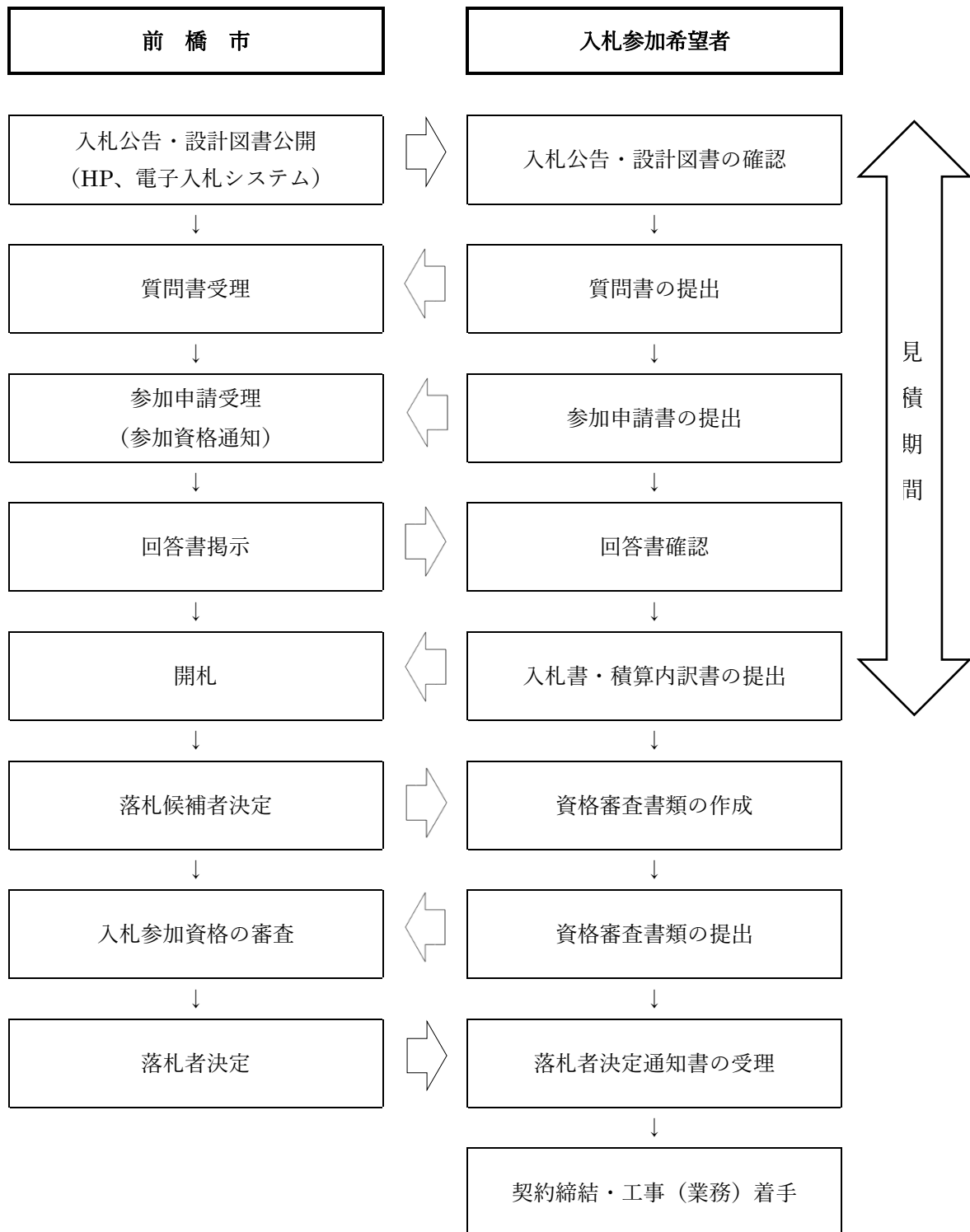
本市ホームページで入札公告を確認し、入札参加を希望する場合は、ぐんま電子入札共同システムから参加申請をしてください。

なお、入札公告を掲載する曜日は、あくまで現時点での予定です。令和4年度の入札公告日が決定しましたら、ホームページで公告スケジュールを掲載しますので、公告日の詳細はホームページでご確認ください。

●設計図書の公開時期の変更について（質問回答）

一般競争入札（条件付一般競争入札及び簡易型条件付一般競争入札）の設計図書の公開時期について、入札公告と同時公開へ改正します。これに伴い、設計図書等に対する質問回答期日も変更となりますのでご注意ください。なお、設計図書の閲覧は、引き続きぐんま電子入札共同システムからとなります。

簡易型条件付一般競争入札（事後審査方式）の事務フロー



不正行為に係る指名停止措置期間の厳罰化

指名停止措置基準で定める本市発注工事又は本市職員に対する贈賄及び不正行為に係る指名停止期間について、現行の期間の3倍（最大36か月）の期間へ拡大します。

<贈賄及び不正行為等に基づく措置基準>

措 置 要 件	【改正後】 期間	【現行】 期間
(贈賄)		
1 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から	逮捕又は公訴を知った日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	<u>12か月以上36か月以内</u>	<u>4か月以上12か月以内</u>
イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	<u>9か月以上27か月以内</u>	<u>3か月以上9か月以内</u>
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	<u>6か月以上18か月以内</u>	<u>2か月以上6か月以内</u>
2～3 略		
(独占禁止法違反行為)		
4 略		
5 本市発注の建設工事の請負等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事の請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から	当該認定をした日から
(競売入札妨害又は談合)	<u>9か月以上36か月以内</u>	<u>3か月以上12か月以内</u>
6 略		
7 本市発注の建設工事の請負等に係る契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から <u>9か月以上36か月以内</u>	逮捕又は公訴を知った日から <u>3か月以上12か月以内</u>
8 略		
9 本市発注の建設工事の請負等に係る契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から <u>12か月以上36か月以内</u>	逮捕又は公訴を知った日から <u>4か月以上12か月以内</u>
(建設業法違反行為)		
10～13 略		

談合等不正行為があった場合の違約金の厳罰化

契約書で約定する談合等不正行為があった場合の違約金について、「請負代金額（委託金額）の10分の1に相当する額」から「請負代金額（委託金額）の10分の2に相当する額」に増額します。

<契約書 新旧対照表>

【改正後】	【現 行】
<p style="text-align: center;">建設工事請負契約約款</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等) 第55条の2 受注者(共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。)の<u>10分の2</u>に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">建設工事請負契約約款</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等) 第55条の2 受注者(共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。)の<u>10分の1</u>に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">業務委託契約約款</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等) 第56条の2 受注者(共同企業体にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託金額(この契約の締結後、委託金額の変更があった場合は、変更後の委託金額)の<u>10分の2</u>に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">業務委託契約約款</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等) 第56条の2 受注者(共同企業体にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託金額(この契約の締結後、委託金額の変更があった場合は、変更後の委託金額)の<u>10分の1</u>に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>

■改正の時期

令和4年4月1日から